

**公益財団法人ふくい女性財団
女性総合相談員採用募集案内**

1 職種、業務内容、勤務場所、雇用期間、募集人員

職 種	女性総合相談員
業務内容	ア 女性の直面する諸問題に関する相談（夫婦関係（離婚等）、人間関係（家族等）、こころの悩み等）への対応 イ 配偶者等からの暴力による被害者の相談および自立支援 ウ 女性問題に関する情報の収集および提供 エ 男女共同参画推進事業に係る講座等の企画運営 なお、相談業務にあっては、在住外国人の方も対象となりますが、原則として通訳が同行、同席します。
勤務場所	福井県生活学習館（福井市下六条町14-1） 福井県国際交流会館（福井市宝永3丁目1-1） 週4日勤務のうち、国際交流会館で1日勤務します。
雇用期間	平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
募集人員	1名

2 応募資格

- (1) 年齢 昭和31年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で満60歳未満の者）
- (2) 資格免許等 次のいずれにも該当する者
 - ①女性相談業務に関心と知識があり、熱意がある者
 - ②社会福祉士等相談業務に関する資格を有する者またはこれらの資格に準ずる知識、技能を有する者
 - ③普通自動車運転免許を有している者
 - ④パソコン（ワード等）の基本的な操作ができる者
- (3) その他 英語等に堪能な者が望ましい。

3 選考方法

次のとおり、書類選考と書類選考合格者に対して面接試験を行います。

(1) 書類選考

応募書類による書類選考を行い、3月10日（木）までに合否の結果を郵便で通知するとともに、面接試験の実施について案内します。

(2) 面接試験

試験日程 平成28年3月15日（火）

時間を指定して実施します。

試験会場 福井県生活学習館（福井市下六条町14-1）

試験内容 個別面接

その他 受験票は発行しません。

4 合否通知

面接試験受験者全員に対し、平成28年3月中旬（面接時に発表します。）に選考試験の合否の結果を郵便で通知します。

5 勤務条件

- (1) 勤務日 火曜日から日曜日までに勤務割振りされた週4日間
ただし、月曜日が開館の場合は月曜日勤務の場合もあります。
- (2) 勤務時間 週29時間（1日当たり午前8時30分から午後4時45分まで。
ただし、福井県国際交流会館で勤務する場合は、午前9時45分から午後6時まで）
（なお、業務の都合により、上記以外の時間に業務を行う場合があります。）
- (3) 給与 月額192,000円
- (4) 諸手当 通勤手当を支給
- (5) その他
- ・健康保険、厚生年金、労災および雇用保険に加入
 - ・雇用期間は1年ですが、勤務成績や財団の業務の進捗状況等により更新する場合があります。
 - ・賞与、退職金は支給しません。

6 応募手続

次の①、②、③および④の書面等をふくい女性財団まで持参または郵送してください。郵送により申し込む場合は、封筒の表に「相談員採用試験応募」と朱書きし、必ず書留郵便にしてください。

- ①履歴書（市販様式A4版で可、写真貼付、自筆。なお、免許・資格の欄には、普通自動車運転免許および社会福祉士等相談業務に関する資格その他保有する免許・資格を明記してください。）
- ②職務経歴書（様式任意A4版、パソコン可）
- ③作文 テーマ「わたしが目指す女性総合相談員について」
400字程度（様式任意A4版、パソコン可）
- ④返信用封筒 82円切手を貼った宛先を明記した封筒（長型3号）
（書類選考結果および通過者の面接試験案内用）

7 受付期間

平成28年2月17日（水）から3月3日（木）まで
（ただし、持参の場合は、月曜日および21日（日）を除く。）
受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで
（郵送の場合は、3月3日（木）までの消印のあるものに限り受け付けますが、3月1日（火）以降の郵送は、速達書留にしてください。）

8 問合せ先等

〒918-8135 福井市下六条町14-1 (福井県生活学習館2階)

公益財団法人ふくい女性財団 担当 坪田、吉田

電話 0776-41-4254